

# 新型コロナウイルス感染症発生を踏まえた職場の対応（予防対策編）

（令和2年4月23日現在）

<b>予防対策の徹底</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務中のごまめな『手洗い』の徹底</li> <li>出勤、帰宅時、飲食前、外出から帰庁した際の『手洗い』『うがい』の徹底、注意喚起</li> </ul>	
職員 …… ごまめな『手洗い』、入庁時の『手洗い』『うがい』を徹底する。	
手洗いは石鹸と流水で正しく行う。（正しい手のあらい方の掲示）	
手指のアルコール消毒は、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を使用し、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。 （消毒用アルコール及び容器の不足から、十分な数量が確保されるまで、基本は『手洗い』『うがい』を徹底）	
来庁者 …… 庁舎出入口にアルコール消毒液の設置 マスクの着用を義務付ける。	
感染防止措置への協力要請（正しい手のあらい方、『3密』を避ける呼びかけ等の掲示）	
<b>飛沫感染防止対策の徹底</b>	
『咳エチケット』の徹底	
咳やくしゃみの際はティッシュ等で口・鼻を覆い、他人から顔をそむけ、できる限り1～2m離れる。	
ティッシュ等がない場合は、口を前腕部（袖口）等で押さえて、飛沫拡散を防ぐ。口を押さえた手・腕は直ぐに洗う。	
口を押さえた袖口等はアルコール消毒する。	
来庁者との接触	
窓口業務等を行う職員のマスク着用の奨励。	
対人距離が確保できる場合は、距離（2m以上）を取る。	
<b>庁舎内の環境</b>	
1時間に1回換気を行い、空気の入替えを行う。（換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない）	
人と人との間に十分な距離を保持（1m以上）する。また、会話や発声時には、特に間隔を開ける（2m以上）こと。	
打合せなどは広い部屋で職員同士の間隔を空け、短時間で済ませるなど『3密』を極力避ける。	
<b>職場での『3密』の回避</b>	
4月下旬から5月上旬にかけての連休期間中、休日と年休を組み合わせた連続休暇の取得の励行。（年休）	
連休明けの対応 …… 課内で調整の上、各職員が最低週に1度、1日の休暇を取得する。（年休） 目安：6月末まで	
<b>体調不調者の対応</b>	
咳やくしゃみが続く者、体調不調者（自覚・他覚共）は無理せずに休む。（年休）	
毎朝、出勤前に体温を測定し、37.5度以上の発熱時及び強いだるさや息苦しさがある場合は出勤を禁ずる。（有給の特別休暇）	
<b>職場の清掃・消毒</b>	
通常の清掃に加え、ウイルスが附着しやすい箇所（※1）を消毒用アルコールで拭き取り清掃をする。（分担は別紙のとおりお願いします。） ※1 記載台、カウンター、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン等	
来庁者が使用するボールペン等の用具は、定期的にアルコール消毒液で拭く。	
<b>緊急事態宣言及び長野県警戒宣言の発令に伴う対応</b>	
特定警戒都道府県及び長野圏域、松本圏域、北信圏域への往来自粛。（職員自身、家族も含む） また、家族が仕事の関係などでこれらの地域を往来した場合は、課長等を通じ速やかに総務課長に報告する。	
長野圏域、松本圏域、北信圏域に所在する業者の訪問は、具体的な要件のない人、不要不急でない来庁は断り、電話等における対応とする。	
長野圏域、松本圏域、北信圏域に関係する急ぎでない業務の執行は、時期を遅らせる等の対応をする。	
特定警戒都道府県及び長野圏域、松本圏域、北信圏域の往来をした人との接触を避ける。	
<b>職員の自己管理</b>	
不要不急の外出や人ごみは避ける。	

特定警戒都道府県 …… 東京都、大阪府、京都府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、兵庫県、福岡県  
 （13都道府県）

長野圏域 …… 長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村  
 （9市町村）

松本圏域 …… 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村  
 （8市村）

北信圏域 …… 中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村  
 （6市町村）

# 新型コロナウイルス感染症発生を踏まえた職場の対応（予防対策編）

（令和2年4月23日現在）

各課で消毒用アルコールで拭き取り清掃をする箇所

## 【アルコール清掃箇所】

企画財政課 …… 2階西トイレ

産業経済課 …… 2階東トイレ、相談室4、相談室5

建設水道課 …… リフレッシュルーム、2階会議室

保健福祉課 …… 1階西トイレ、西風除室、相談室2、相談室3

町民課 …… 1階東トイレ

税務課 …… 町民ホール、相談室1

会計課 …… 東風除室（来庁者用手指アルコール台も含む）、1階エレベータースイッチ

総務課 …… 応接室、全階段手すり、宿直室、更衣室、エレベーター内及び2階エレベータースイッチ

議会事務局 …… 議会棟全般、3階エレベータースイッチ（議会開会中は3階トイレは総務課）

※自課のカウンターは、それぞれの課で拭き取りをする。

※消毒用アルコールが終わりましたら、容器を総務課にお持ちください。

## 【清掃回数及び時間の目安】

回数：1日4回以上

時間：8時30分、10時00分、12時30分、15時00分

## 新型コロナウイルス感染症発生を踏まえた職場の対応（危機管理編）

（令和2年4月23日現在）

危機管理態勢・体制	
職場で陽性等（※2）が発生した場合の対処	※2 新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者
陽性等に関する申出・連絡の窓口：総務課	
⇒陽性等に関する報告は、課長等を通じ速やかに総務課長に報告する。	
○次に該当する者はすべてを報告する。	
①陽性等	
②新型コロナウイルス感染症にかかっている可能性があると思われる職員	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活行動で、感染源となる場所（感染者が報告された施設、クラスター発生場所）を訪れた場合</li> <li>・風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）</li> <li>・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 など</li> </ul>	
③同居または別居ではあるが近親者の親族に陽性等が発生した者（感染の疑いのある者も含む。）	
⇒報告事項	
①陽性等の状況	
②考えられる感染の原因	
③想定される感染拡大の範囲	
④感染した職員の庁舎内での行動	
感染源の特定	
①収集した情報は全て総務課に報告すること。	
②各職場の『窓口』で感染した可能性も考慮すること。	
業務継続	
①御代田町業務継続計画に基づく行動を基本とする。	
②職員の休暇により、窓口対応に支障が生じる場合は、経験者による応援を所属課長を通じ依頼する。	
③職場内での感染が拡大し業務遂行が困難となった場合は、優先すべき業務を選定し業務縮小を検討する。	
陽性等が発生した職場の対応	
陽性が発生した場合	
陽性者が所属する課等を中心に職場の使用を中止し、当該職員の机とその周辺、触れた可能性がある箇所について、業者による消毒を行う。消毒の範囲、方法は保健所の助言などをもとに行う。	
保健所の指示のもと、濃厚接触した可能性がある職員を特定し、自宅で健康観察を指示する。	
職場での感染検査は、保健所の指示のもと実施する。	
新型コロナウイルス感染症にかかっている可能性があると思われる職員が発生した場合	
感染が疑われる職員は、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に自ら電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従う。	
感染が疑われる職員は、症状が回復してもPCR検査の結果が出るまで自宅待機とする。	
保健所の指示のもと、濃厚接触した可能性がある職員を特定し、感染が疑われる職員のPCR検査の結果が出るまでは自宅待機とする。	
報道へ対応	
公表を原則とするが、確認できた情報のみ、また、陽性等への配慮をしたうえで公表する。	
報道への対応は、理事者又は総務課長が行い、職員は直接報道機関の対応に応じてはならない。	

※陽性者の休暇 …… 特別休暇（有給）とする。

※濃厚接触職員の休暇 …… 特別休暇（有給）とする。  
感染者との最終接触日から14日後までを健康観察期間とし、不要不急の外出は控える。

★濃厚接触者については別紙参照。

★保健所との連絡は保健福祉課を窓口とする。

★職場における濃厚接触者の考え

令和2年4月22日 佐久保健所及び国立感染症研究所

(1)	<p>職場に感染者が発生した場合、濃厚接触者といわれる可能性があるのは、どういう職員ですか。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和2年4月20日版）」では、濃厚接触者が下記のとおりとされています。</p> <p><b>【患者（確定例）の感染可能期間】</b> 発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した<b>2日前</b>から隔離開始までの間</p> <p><b>【濃厚接触者の定義】（国立感染症研究所）</b></p> <p>①<b>患者（確定例）</b>と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機等を含む）があった者          ②適切な感染防護無しに<b>患者（確定例）</b>を診察、看護若しくは介護していた者          ③<b>患者（確定例）</b>の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者          ④その他：手で触れることのできる距離（目安として<b>1メートル</b>）で、必要な感染予防策なしで、「<b>患者（確定例）</b>」と<b>15分以上</b>の接触があった者（<b>周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する</b>）。</p> <p>職員が患者となった場合、職場での濃厚接触者は、主には①又は②に該当する者と考えられます。          保健所が、患者となった職員の業務内容や行動の状況等を調査し、濃厚接触者とする対象の範囲を判断していきますので、個々の事例の状況により異なります。</p>
(2)	<p>濃厚接触者の健康観察期間は、自宅待機等になりますか。自宅待機になる場合、その期間は何日ほどですか。</p>	<p>濃厚接触者に対しては、患者との最終接触日から14日後までを健康観察期間とし、その期間中は毎日、健康状態等を保健所が把握します。対象者には感染予防のために、不要不急の外出を控えてもらい、やむをえず外出する際はマスクを着用し、移動する際には公共交通機関を利用しないようにお願いすることになります。</p>
(3)	<p>濃厚接触者が検査の結果、陰性となった場合はすぐに通常勤務できますか。</p>	<p>原則として無症状の場合は検査実施対象となりません。検査を実施し、その結果が陰性であっても、健康観察期間中は、上記（2）の対応を継続してお願いします。</p>